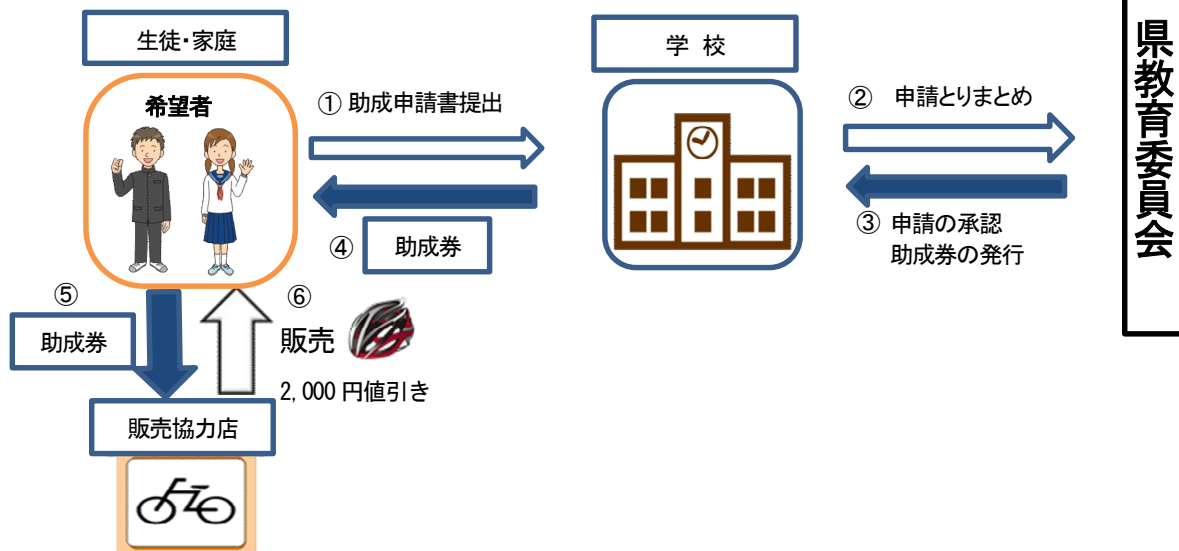


1 助成の手続き

- （1）自転車ヘルメット購入の助成について、助成を希望する児童生徒（保護者）は「自転車ヘルメット購入費助成申請書」を学校へ提出してください。
- （2）学校は、助成の申請があった児童生徒が以下に該当することを確認のうえ、「助成申請者リスト」を作成し、学校安全対策課に提出します。
 - ・申請した児童生徒は、自転車通学（部活動での利用など、学校長が認めたものを含む）が許可、または許可される見込みの者である。
 - ・申請した児童生徒は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。
- （3）学校長は、学校安全対策課長からの助成の承認通知を受け、助成券を切り取り、児童生徒に交付します。
- （4）助成券の交付を受けた児童生徒（保護者）は販売協力店で助成券を示し、一人2,000円（限度額）の値引きを受けて購入してください。助成券は、販売協力店に渡してください。



2 留意点

- ・助成券の申請期間は令和3年3月22日（月）から令和4年1月25日（火）までとします。
- ・助成券の発行は、令和3年4月1日以降となります。
- ・助成券の有効期限は、令和4年1月31日までとします。
- ・助成の対象となるヘルメットは、新品で安全基準を満たしたことを示す「マーク」（※）のあるものに限りま

（※）SG：一般財団法人製品安全協会認証 CE：欧州標準化委員会
JCF：日本自転車競技連盟 など

- ・ヘルメットの販売額が2千円（消費税込）を下回る場合は、その額が助成額となります。
- ・ヘルメット以外の商品等の助成には使用できません。
- ・店舗によって、レジでの支払いやサービスカウンターでの支払いなど、手続きが異なる場合があります。助成券を利用することをあらかじめ店舗側に伝え、その指示に従ってください。
- ・紛失等の理由によらず、発行年度内での再発行はありません。
- ・助成券での購入は一人1回です。
- ・令和元年度及び2年度に交付された助成券は、有効期限を過ぎているため、使用できません。再度、助成を希望される場合は、改めて令和3年度用の助成券を申請する必要があります。